

広情個審第31号

令和元年7月4日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

存否応答拒否決定通知に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年11月6日付け広緑緑第186号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第234号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成29年11月6日付け広緑第186号の諮問事案（諮問第234号事案）

平成29年4月13日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月27日付け広緑第24号で行った存否応答拒否決定に対する同年5月7日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」といい、本件開示請求の対象とした公文書を「本件請求対象公文書」という。）に対し、その存否の情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等及び実施機関が実施した口頭意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、存否応答拒否決定を取り消し、公文書開示決定を行うよう求める。

(2) 審査請求の理由

ア 憲法第21条知る権利侵害である。

イ 地方自治法第244条第2、3項違反を広島市自ら放置し特権を認め広島市公園条例違反である証拠がまた暗に消されようとしており、住民として公共の福祉を放棄する訳にはいかない。

ウ 行政自らが積極的に証拠保全の必要性を意図的に放置し業務不作為がまた行われようとしている。公正に直ちに公開すべきである。カメラの範囲が開示される利用よりも犯罪摘発の利益が重要である。

エ 監視カメラの映像は、犯罪が真に行われている為に活用されるべきものであり、今回こそ本来は、広島市が広島県警察に自ら提出すべきであり全部開示を求める。

オ 条例では、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって市政を推進することを目的としているが、今回の処分に当たっては、何らこの目的に鑑みることなく、ま

た、これを考慮したと考えられることが一片も感じられないものとなっている。

カ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、また、広島市民の平和と安全、これ以上の違法行為を直ちに是正させるために、本件請求対象公文書を公にすることが非常に重要だと感じている。

キ 広島市公園条例に基づく検査や取締りの状況が、著しく不法な行為を容認し、もしくはその発見を困難にさせ、また、証拠を隠滅させ、時効を成立させることを援助して、また、共犯としてこのようなことを行っているとしたか考えざるを得ないものとなっている。一日も早く、今回開示を求めた公文書が全て開示されるよう求める。

3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

本件請求対象公文書は、これを開示することにより、監視カメラの映像範囲等が開示されることになるため、条例第10条により公文書の存否について回答を拒否するものであり、請求人の主張には理由がないものとする。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第3号及び第10条該当性について

ア 条例第7条第3号及び第10条の規定について

条例第7条第3号は、「市の機関又は国等（略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として定めている。

また、条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 条例第7条第3号該当性について

一般に、監視カメラの映像範囲等が明らかにされた場合は、施設管理事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、監視カメラの映像範囲等に関する情報（以下「本件情報」という。）は条例第7条第3号に該当する。

ウ 条例第10条該当性について

本件開示請求において、請求人は、平成29年4月8日（土）に広島平和記念公園内原爆ドーム前無許可集会が確認できる全ての映像の開示を求めているが、本件請求対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報である本件情報を開示することになるから、条例

第10条の規定により、本件請求対象公文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した実施機関の決定は妥当である。

エ 条例第9条について

このほか、条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第4号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しているが、本件開示請求についてそのような必要があるとは認められない。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 2 9 ・ 1 1 ・ 6	広緑緑第 1 8 6 号の諮問を受理 (諮問第 2 3 4 号で受理)
H 3 1 ・ 2 ・ 1 9 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
H 3 1 ・ 3 ・ 1 9 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 5 . 1 5 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 6 . 2 1 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授